平成 18 年 8 月 25 日

各　　位

会 社 名　東 新 住 建 株 式 会 社
代表者名　代表取締役社長　　深川　堅治
（ＪＡＳＤＡＱ・コード１７５４）
問合せ先
役職・氏名　取締役経営推進本部長　飯野　磨
電　　話　０５８７－２３－００１１

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 8 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 9 月 28 日開催予定の第 30 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．変更の理由

「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という。）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

① 本会社に設置する機関を定めるため、変更案第 4 条（機関）を新設するものであります。
② 株券を発行する旨を定めるため、変更案第 7 条（株券の発行）を新設するものであります。
③ 単元未満株式についての権利を合理的な範囲に制限するため、変更案第 10 条（単元未満株式を有する株主の権利）を新設するものであります。
④ 株主総会参考書類などをインターネットで開示することにより株主に対して提供したものとみなすことができるようにするため、変更案第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
⑤ 取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことができるようにするため、変更案第 25 条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
⑥ その他、会社法および整備法が施行されたことに伴い、規定の整備、字句の修正、条文の加除に伴う条数の変更など所要の変更を行うものであります。

なお、「整備法」に定める経過措置の規定により、平成 18 年 5 月 1 日付で、当社の定款には以下の定めがあるものとみなされております。

① 当会社に、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の定め。
② 当会社は株券を発行する旨の定め。
③ 当会社は株主名簿管理人を置く旨の定め。

２．変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日	**平成 18 年 9 月 28 日**
定款変更の効力発生日	**平成 18 年 9 月 28 日**

以　上

（別紙）

下線部分は変更箇所を示しております。

現行定款	変更案
第一章　総　　則	第１章　総　　則
（新設）	（機関） 第４条　　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人
（公告の方法） 第４条　　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。	（公告方法） 第５条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
第二章　株　　式	第２章　株　　式
（会社が発行する株式総数） 第５条　　当会社の発行する株式の総数は、30,000,000 株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　　当会社の発行可能株式総数は、30,000,000 株とする。
（新設）	（株券の発行） 第７条　　当会社は、株式に係る株券を発行する。
（自己株式の取得） 第６条　　当会社は、商法第 211 条ノ３第１項第２号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	（自己の株式の取得） 第８条　　当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

現行定款	変更案
（１単元の株式数および単元未満株券の不発行） 第７条　①当会社の１単元の株式数は、100 株とする。 ②当会社は、１単元の株式の数に満たない株式（以下単元未満株式という。）にかかわる株券を発行しない。	（単元株式数および単元未満株券の不発行） 第９条　当会社の単元株式数は、100 株とする。 ２　当会社は、第７条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。
（名義書換代理人） 第８条　①当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。 ②名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。 ③当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、株券喪失登録の手続き、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においては、これを取り扱わない。	（変更案第 11 条へ移設）
（新設）	（単元未満株式を有する株主の権利） 第 10 条　当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （１）会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 （２）会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 （３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当てを受ける権利

現行定款	変更案
（株式取扱規程） 第９条　当会社の株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主通知の受理、株券喪失登録の手続き、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取り扱いおよびその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	（変更案第 12 条へ移設）
（基準日） 第 10 条　①当会社は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 ②本定款に定めのある場合のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。	（削除）
（現行定款第8条から移設）	（株主名簿管理人） 第 11 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 ２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ３　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

現行定款	変更案
（現行定款第9条から移設）	（株式取扱規程） 第12条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第三章　株　主　総　会	第3章　株　主　総　会
（招集の時期） 第11条　定時株主総会は、毎営業年度末日の翌日から３カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。	（招集の時期） 第13条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。
（新設）	（定時株主総会の基準日） 第14条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。
（招集権者および議長） 第12条　①株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ②取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。	（招集権者および議長） 第15条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
（新設）	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

現行定款	変更案
（決議の方法） 第13条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。	（決議の方法） 第17条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2　会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
（議決権の代理行使） 第14条　①株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 ②代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。	（議決権の代理行使） 第18条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
（議事録） 第15条　株主総会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役が記名押印し、当会社に保存する。	（削除）
第四章　取締役および取締役会	第4章　取締役および取締役会
（取締役の員数） 第16条　当会社の取締役は、10名以内とする。	（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役は、10名以内とする。
（取締役の選任） 第17条　①取締役は、株主総会において選任する。 ②取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 ③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	（取締役の選任） 第20条　取締役は、株主総会において選任する。 2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

現行定款	変更案
（取締役の任期） 第18条　①取締役の任期は、就任後２年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 ②増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。	（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役および役付取締役） 第19条　①代表取締役は、取締役会の決議により選任する。 ②取締役会決議により、取締役会長および取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。	（代表取締役および役付取締役） 第22条　取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。 ２　取締役会は、その決議により、取締役会長および取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。
（取締役会の招集権者および議長） 第20条　①取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ②取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。	（取締役会の招集権者および議長） 第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
（取締役会の招集通知） 第21条　①取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開くことができる。	（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

現行定款	変更案
（取締役会の決議方法） 第 22 条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。	（取締役会の決議の省略） 第 25 条　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。
（取締役会規程） 第 23 条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。	（取締役会規程） 第 26 条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
（取締役の報酬） 第 24 条　取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。	（取締役の報酬等） 第 27 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。
第五章　監査役および監査役会	第５章　監査役および監査役会
（監査役の員数） 第 25 条　当会社の監査役は、４名以内とする。	（監査役の員数） 第 28 条　当会社の監査役は、４名以内とする。
（監査役の選任） 第 26 条　①監査役は、株主総会において選任する。 ②監査役の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。	（監査役の選任） 第 29 条　監査役は、株主総会において選任する。 ２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
（監査役の任期） 第 27 条　①監査役の任期は、就任後４年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 ②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	（監査役の任期） 第 30 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

現行定款	変更案
（常勤の監査役） 第28条　監査役は、互選により常勤の監査役を定める。	（常勤の監査役） 第31条　監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。
（監査役会の招集） 第29条　①監査役会の招集通知は、会日の1週間前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②監査役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開くことができる。	（監査役会の招集通知） 第32条　監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2　監査役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
（監査役会の決議方法） 第30条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。	（削除）
（監査役会規程） 第31条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（監査役会規程） 第33条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。
（監査役の報酬） 第32条　監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。	（監査役の報酬等） 第34条　監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。
（新設）	第6章　会計監査人
（新設）	（選任方法） 第35条　会計監査人は、株主総会において選任する。

現行定款	変更案
（新設）	（会計監査人の任期） 第 36 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。
（新設）	（会計監査人の報酬等） 第 37 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。
第六章　計　　算	第７章　計　　算
（営業年度および決算期） 第 33 条　当会社の営業年度は、毎年７月１日から翌年６月 30 日までとし、毎年６月 30 日を決算期とする。	（事業年度） 第 38 条　当会社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの１年とする。
（利益配当金） 第 34 条　当会社の利益配当金は、毎年６月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し、支払う。	（剰余金配当の基準日） 第 39 条　当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。 ２　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。
（中間配当） 第 35 条　当会社は、取締役会の決議により、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し、商法第 293 条ノ 5 に定める金銭の分配（以下、中間配当という。）を行うことができる。	（中間配当の基準日） 第 40 条　当会社は、取締役会の決議により、毎年 12 月 31 日を基準日として中間配当を行うことができる。

現行定款	変更案
（配当金の除斥期間等） 第36条　①利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。 ②未払の利益配当金および中間配当金には、利息を付さない。	（配当金の除斥期間等） 第41条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。 2　未払の配当金には、利息をつけない。